

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 224 回

季節も春です。いよいよ景気も活気を帯びてくるときです…と言いたいたいが、なかなか景気は季節の変化とはあまり関係がないようですね。残念ながら…

ただ、中小企業の皆様もほんとうに努力されています。最近はいろいろな人脈作りの会合とサークルに出席されて「なんとかしよう」とがんばっている方々をよく見受けられるようになってきました。いいことですね。今の民主党政権をあてにしているとしても結局希望倒れに終わってしまいそうです。やはり自立してがんばるより仕方ありませんから。そしてやはり頼りになるのは仲間と従業員かと思えます。そのためにも、前回も書きましたが、会社内を、伴に手を携えて、

変革・・・何かを変えること
継続・・・そして継続すること

しかありませんね。

為せば成る何ごととも！！です。

前田の《今人生を語る》第 129 回

めざめよ日本人[㊦]

最近特に、やはり我々日本人はもっと勉強しなければならないと思います。

- ・これから日本をどうするのか？
- ・対アメリカ、対中国、対韓国、対…とどう付き合っていくのか
- ・日本は自ら守るべきか、それともアメリカに依存するのか、中国に依存するのか
- ・どういう人を政治家として選ぶべきか

・日本人の日本人たるアイデンティティは何か
我々が勉強し、自分の意見を発言しなければ、世界に通用する日本にはなり得ませんね。

平成 22 年度税制改正大綱にみる影響について

工藤 雅史

民主党鳩山政権が発足してからおよそ半年が経過し、色々な問題が浮き彫りとなってきておりますが、今回は平成 21 年 12 月 22 日に政府から発表された「平成 22 年度税制改正大綱」を簡単にご説明し、どのような影響が考えられるかお伝えしたいと思います。

なお、最終的に内容が確定するのは国会での決定であり、ここで記載した内容は確定したものではありませんので、その点をご留意下さい。

1. 法人税

(1) いわゆる「オーナー課税制度」の廃止（中小企業にとっては減税となります。）

平成 18 年度税制改正において、「特殊支配同族会社の役員給与損金不算入」という制度が設けられました。これは一定の要件を満たす同族会社については、業務主宰役員（主に社長）の給与の一部を損金不算入にするという増税規定です。（詳細につきましてはきゃっちぼーる 178 号、181 号及び 189 号をご覧ください。前田会計事務所 HP から閲覧可能です。）

この規定が廃止される方向ですので、中小企業にとっては朗報といえます。廃止時期は、平成 22 年 4 月 1 日以降終了事業年度からとなる予定です。

ただし、大綱には、「役員給与にかかる課税のあり方はいわゆる「二重控除」の問題を踏まえ、個人事業主との課税の不均衡を是正し問題を解消するための抜本的措置を平成 23 年度税制改正で講じる。」とも記載されていますので、今後の議論の行方には十分注意していく必要があります。

(2) その他の規定…ほぼ継続されます（減税となります。）

中小企業関係の優遇税制は、ほぼ継続という結果となっています。具体的には、主に以下の中小企業優遇税制が継続となっています。

- ① 年間交際費 600 万円までの 90% 損金算入
- ② 少額減価償却資産（1 単位当たり 30 万円未満）の年間 300 万円までの一括損金算入
- ③ 中小企業投資促進税制の 2 年延長（所得税も同様）
- ④ 中小企業等基盤強化税制の拡充（所得税も同様）

そのほかにも「グループ法人税制の導入」など、注目される改正内容がございますが、それらにつきましては後日改めてお伝えしたいと思います。

2. 所得税

所得税は、平成 23 年度以降に改正される項目が多くなっています。

(1) 扶養控除の廃止（今年は影響なし・平成 23 年（地方税は平成 24 年）から増税）

具体的には以下のように改正されることとなりました。

- ① 16 歳未満の年少扶養親族に係る扶養控除を廃止
- ② 特定扶養親族のうち、年齢 16 歳以上 19 歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分（所得税 25 万円・住民税 12 万円）を廃止

ただし、上記の改正は平成 23 年分以後の所得税（平成 24 年度分以後の住民税）から適用されますので、今年（平成 22 年）の所得税はこれまで通りとなります。（住民税は 1 年遅れのため、平成 23 年度分まではこれまで通りです。）

(2) 介護医療保険料控除の新設（来年まで影響なし・平成 24 年から増税）

現在の一般生命保険料控除、個人年金保険料控除と別枠で、介護医療保険料控除という枠が設けられ、各保険料控除の控除限度額は所得税 4 万円（住民税 2.8 万円）、合計で 12 万円の生命保険料控除（住民税 7 万円）となります。

この改正は平成 24 年分以後の所得税（平成 25 年度分以後の住民税）から適用となり、対象は平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約となります。平成 23 年 12 月 31 日までに締結した保険契約などに係る控除については、改正前の取扱いとなります。

(3) 金融証券税制少額上場株式等投資に非課税措置（平成 23 年まで影響なし）

現在、上場株式等の譲渡所得や配当所得については 10% の軽減税率が適用されていますが、この税率の期限は平成 23 年までであり、平成 24 年からは 20% の本則税率に戻されることが決まっています。これに伴い、平成 24 年から、新たに少額の上場株式等投資については非課税措置が設けられる予定です。

具体的には次の通りであります。

- ① その年 1 月 1 日において満 20 歳以上の居住者等については、平成 24 年から平成 26 年までの間、毎年最大 100 万円までの上場株式等を受け入れることのできる非課税口座を 1 人につき 1 年 1 口座設けることができる。
- ② この口座での配当所得、譲渡所得等については 10 年間、所得税と住民税が非課税とする。

ここで紹介しました内容のごく一部に過ぎませんが、全体的には直ちに影響のあるような増税項目は少なく、納税者にとってはひとまず安心といった感はあると思いますが、今後の議論によっては増税の影響がある規定の制定も考えられますので、民主党政権の行方には今後も注目していく必要があります。